

# 真幼会 会則

(名 称)

第1条 この会を、真駒内幼稚園真幼会とよびます。

(事務所)

第2条 この会の事務所を、札幌市南区真駒内曙町3丁目真駒内幼稚園内におきます。

(目 的)

第3条 この会は、真駒内幼稚園をよりよくして、園児の幸福を増進するための援助後援を目的として、下記の事業を行うものです。

- (1) 真駒内幼稚園を後援にし、教育内容の充実を促進すること
- (2) 園児の生活福祉を豊かにし、教育効果の確実な浸透を助けること
- (3) 職員の研究福祉を援助するとともに、教育内容の充実を助けること
- (4) 両親相互の親密な連携を図り教育をたかめること

(会 員)

第4条 この会は、次の会員によって構成されます。

- (1) 正会員 真駒内幼稚園園児の保護者
- (2) 準会員 園に勤務する職員

(役 員)

第5条 この会に、下記の役員を置きます。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名(内、1名は園長とする)
- (3) 常任委員 16名以内(各組2名宛とし、内、2名は副会長を兼任)
- (4) 監 事 2名(常任委員を兼任)
- (5) 会 計 2名(常任委員を兼任)
- (6) 書 記 1名(常任委員を兼任)
- (7) 顧 問 若干名

(選出方法)

第6条 この会の役員の選出方法は、次の通りとします。

- (1) 会長、副会長、監事は、総会において選出する
- (2) 常任委員は、各組の正会員の互選によって2名選出する
- (3) この会に、顧問を置くことができる
- (4) 事務職員と会計および書記は、会長が委嘱する

(任 務)

第7条 この会の役員および職員は、次の通り任務を行います。

- (1) 会長は、会務を総括し会計を掌握し副会長と共同責任をもつ
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長が事故あるときはその職務を代行する
- (3) 常任委員は、会長の諮問に応じ常任委員会を開いて緊急重要事項の協議および執行をする
- (4) 常任委員は、常任委員会の決議にもとづき会員と委員会の意向の緊密な連絡を図る
- (5) 顧問は、委員会に出席し意見を述べ会の運営を助ける
- (6) 監事は、この会の出納状況を監査し総会に報告する
- (7) 事務職員と会計は、会長の指揮の下で庶務および出納事務を行う

(任 期)

第8条 この会の役員の任期は1年とし再選をさまたげません。

- (1) 補欠者の任期は前任者の残任期間とする

(総 会)

第9条 この会の定期総会は年1回とします。

- (1) 総会の議決事項は、予算事業計画、会則の改正などとする
- (2) 会員の半数以上の要請があるとき、又は緊急重要な案件のある場合、会長は臨時総会を招集する

(議 決)

第10条 この会の総会、常任委員会の議決は、その会議の出席人員の過半数で議事が成立するものとします。

(会 費)

第11条 入会の場合の入会金を一世帯300円とします。

- (1) この会の会費は園児一人月額500円とする。会費は正会員のみ徴収する

付 則

- 1 この会則は昭和45年5月1日より施行する。
- 2 昭和48年4月1日一部改正 (会員、役員および任期変更)
- 3 昭和52年4月1日一部改正 (役員変更)
- 4 昭和59年4月1日一部改正 (会費変更)
- 5 昭和62年4月1日一部改正 (役員および選出方法変更)
- 6 昭和63年4月1日一部改正 (役員および入会金納入方法変更)
- 7 平成1年4月1日一部改正 (会費変更)
- 8 平成7年4月1日一部改正 (役員変更)
- 9 平成9年4月1日一部改正 (入会金変更)
- 10 平成10年4月1日一部改正 (会費変更)
- 11 令和3年4月1日一部改正 (会費変更)